

保守点検報告書

日 付 : 平成 年 月 日 ~ 日

事業者名 :

担当者名 : 印

所 見

科学館立会者 : 印

科学館立会者 : 印

展示アイテム	主な点検内容	異常なし	異常あり	処置済み	点検なし	作業者名 記号
サイエンスプレイ						
1 10人の科学者 特記事項、処置内容	照明、パネルの状態 (	☐	☐	☐	☐ ()	
2 暗視鏡 特記事項、処置内容	画面、カメラ、各回転機構、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
3 バーチャルサウンド 特記事項、処置内容	音声、スイッチ、上下機構、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
4 無限トンネル 特記事項、処置内容	LED照明、鏡面の状態、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
5 合体ミラー 特記事項、処置内容	照明調光、スイッチ、鏡面の状態、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
6 変身ミラー(縦・横波) 特記事項、処置内容	鏡面の状態、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
7 つかめない果物 特記事項、処置内容	照明、鏡面の状態、各回転機構、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
8 色のふしぎ 特記事項、処置内容	照明、物、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
9 ふしぎな同心円 特記事項、処置内容	機構、円盤、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
10 大きくなる人形 特記事項、処置内容	機構、人形、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
11 切り取られた影 特記事項、処置内容	ストロボ発光、蓄光シートの状態 (	☐	☐	☐	☐ ()	
12 潜望鏡 特記事項、処置内容	画面、カメラ、各回転機構、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
13 中身はなあに 特記事項、処置内容	照明、香り、物、回転機構、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
14 本当の色は 特記事項、処置内容	照明、スイッチ、物、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	

展示アイテム	主な点検内容	異常なし	異常あり	処置済み	点検なし	作業者名 記号
自 然						
15 タイムトラベルシアター 特記事項、処置内容	画面、映像、音声、スイッチ、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
16 自然発見の木 特記事項、処置内容	熊のぬいぐるみ、巣と卵、センサー、音声、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
17 動物の見た世界 特記事項、処置内容	各回転機構、構造体、レンズ、ネコの画面、カメラ (	☐	☐	☐	☐ ()	
生 命						
体あたりメーター 特記事項、処置内容	スイッチ、音声、表示部、シーケンス、マット部、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
人力エレベーター 特記事項、処置内容	構造体、回転部、座席可動部（ロープは科学館が点検） (	☐	☐	☐	☐ ()	
反射神経チェック 特記事項、処置内容	各センサー、LED、音声、スイッチ、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
てこの腕ずもう 特記事項、処置内容	各レバー、機構、クッション、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
バランスチェック 特記事項、処置内容	センサー、音声、表示部、スイッチ、可動部、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
人体観察コーナー（マイクモニターの画像に問題がないか） 特記事項、処置内容	(	☐	☐	☐	☐ ()	
人体観察コーナー（顕微鏡照明、ステージ回転、接眼鏡、フォーカシング、標本） 特記事項、処置内容	(	☐	☐	☐	☐ ()	
骨のつながり方 特記事項、処置内容	可動部、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
生命の誕生シアター 特記事項、処置内容	画面、映像、音声、スイッチ、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
呼吸運動のしくみ 特記事項、処置内容	可動部、ロッド、レバー、肺の状態 (	☐	☐	☐	☐ ()	
血液の流れ 特記事項、処置内容	聴診器、音声、ケーブル、血管、心音表示 (	☐	☐	☐	☐ ()	

展示アイテム	主な点検内容	異常なし	異常あり	処置済み	点検なし	作業者名 記号
食べ物の道 特記事項、処置内容	画面、映像、蓋スイッチ、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
消化と吸収のしくみ 特記事項、処置内容	スイッチ、照明、可動部、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
目と耳のしくみ 特記事項、処置内容	スイッチ、照明 (	☐	☐	☐	☐ ()	
科学技術						
金属探知器 特記事項、処置内容	感度、音声、器具、ケーブル、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
いじわるブランコ 特記事項、処置内容	可動部、ビス、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
磁石のスライダー 特記事項、処置内容	模型、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
バーチャルゲーム 特記事項、処置内容	画面、映像、音声、感度、什器 (	☐	☐	☐	☐ ()	
エジソンの研究室 特記事項、処置内容	蓄音機、電話機、竹フィラ電球、各スイッチ、音声、照明、可動部 (	☐	☐	☐	☐ ()	
ボールサーカス 特記事項、処置内容	スイッチ、可動部、動作、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
シャボンの実験室 特記事項、処置内容	ポンプ、ノズル、パイプ、泡の状態、アクリルスクリーン部 (	☐	☐	☐	☐ ()	
音のしぶき 特記事項、処置内容	スイッチ、音声、発泡球 (	☐	☐	☐	☐ ()	
スーパーシャボンカーテン 特記事項、処置内容	可動部、動作、スポンジ包帯、ロープ、クッションゴム (	☐	☐	☐	☐ ()	
三段変速機 特記事項、処置内容	可動部、動作 (	☐	☐	☐	☐ ()	
リニアモーターカー 特記事項、処置内容	模型、レール、動作、画面、映像、音声、スイッチ、什器 (	☐	☐	☐	☐ ()	
サイエンスショーブース 特記事項、処置内容	画面、音声、カメラ、什器 (	☐	☐	☐	☐ ()	

展示アイテム	主な点検内容	異常なし	異常あり	処置済み	点検なし	作業者名 記号
宇 宙						
月面歩行 特記事項、処置内容	各回転部、安全ベルト、クッション、操作部、動作 (	☐	☐	☐	☐ (	)
スペースシャトル 特記事項、処置内容	画面、音声、動作、各スイッチ、筐体、構造体 (	☐	☐	☐	☐ (	)
宇宙ステーション 特記事項、処置内容	画面、映像、音声、スクリーン、切り替え、ステージ (	☐	☐	☐	☐ (	)
空気の無い世界 特記事項、処置内容	ポンプ、メーター、風船・プロペラ・人形の各動作、スイッチ、蛍 (	☐	☐	☐	☐ (	)
重力からのがれる方法 特記事項、処置内容	FRP漏斗部の状態、ボール (	☐	☐	☐	☐ (	)
水ロケット 特記事項、処置内容	レバー、動作、表示、水漏れ、汚れ (	☐	☐	☐	☐ (	)
太陽系惑星の姿 特記事項、処置内容	各可動部、各構造体、LEDライン (	☐	☐	☐	☐ (	)
ブラックホール 特記事項、処置内容	照明、窓 (	☐	☐	☐	☐ (	)
ジャイロ 特記事項、処置内容	可動部、円盤、グリップ、ゴム、椅子、椅子回転部 (	☐	☐	☐	☐ (	)

展示アイテム	主な点検内容	異常なし	異常あり	処置済み	点検なし	作業者名 記号
地 球						
100万分の1の地球 特記事項、処置内容	影絵画像 (	☐	☐	☐	☐ ()	
生きている地球シアター 特記事項、処置内容	画面、映像、音声、スクリーン (	☐	☐	☐	☐ ()	
大陸プレートと地震 特記事項、処置内容	可動部、動作、ハンドル、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
竜巻発生装置 特記事項、処置内容	竜巻の状態、センサー、構造体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
流れのふしぎ 特記事項、処置内容	液の状態、船の状態、ヒーター、スイッチ、ガラス (	☐	☐	☐	☐ ()	
病んでいる地球 特記事項、処置内容	画像、音声、表示、臭い、可動部、スイッチ、筐体 (	☐	☐	☐	☐ ()	
ひえひえワールド 特記事項、処置内容	冷却機、画像、画面、スイッチ、扉、ブース (	☐	☐	☐	☐ ()	
フーコーの振り子 特記事項、処置内容	ワイヤ、ボール、パイプ、各動作 (	☐	☐	☐	☐ ()	

(屋外展示遊具についてはこの基準による)

遊器具等保守点検業務委託仕様書

1. 目 的

遊器具等の点検業務は、遊器具等の適正な維持管理を行うことにより安全管理の強化を図り、事故発生の防止及び安全な遊器具等の確保に務めることを目的とする。

2. 期 間

A) 契約締結の日から、これを指定した期間内に行うこと。(点検回数は発注者との協議のうえ決定する。)

3. 専 門 技 術 者

受託者は点検作業にあたり、(社)日本公園施設業協会認定の「公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士」の資格を有する者をあてること。

4. 点検業務の方法・内容

遊器具等の点検は、専門技術技術者により目視又は用具を使用して、あらかじめ定められた各遊器具等のマニュアル及び整備台帳に従い、作動・損耗状況・変形などの異常の発見に努め、適切な処理、各機能の総合判定を行う。なお、判定基準については、「遊具の安全に関する基準 J P F A - S 2 0 0 8 : (社)日本公園施設業協会」を用いる。

- (1) 遊器具の破損の度合い、溶接部の疲労、緩み、破損及び固定部、可動部柱等の安全性の点検。
- (2) 遊器具等の可動部、回転部等の給油状況の点検。
- (3) 遊器具等の継ぎ手金具、ボルト、ナット類の締め付け状況の点検。
- (4) 遊器具等の基礎及び地盤周辺部状況の点検。
- (5) 遊器具等の塗装の劣化(さび、剥離)の調査及び点検。
- (6) 安全規準による判定。
- (7) その他必要な点検。

5. 点検結果の報告・整理

受託者は点検後、点検報告書を作成し一部提出する。なお、報告書に写真を添付する場合は、異常のあった施設に限り一部提出とする。

6. 点 検 の 留 意 点

- (1) 点検作業の実施にあたっては、利用者の安全確保には十分注意し、その利用を極端に妨げることをないように留意すること。
- (2) 点検の結果、消耗や腐食等が激しく使用に耐えられない危険な遊具等に関しては、監督員の承認を待たずに使用禁止を含む適切な処置を執り、速やかに監視員に報告し指示を求めること。

7. 保 証

受託者が(社)日本公園施設業協会の会員においては、点検業務及び改善・修繕業務も生産物とみなし協会の団体賠償責任保険が適用される。(但し、保証期間は契約締結から契約完了日までとする。)